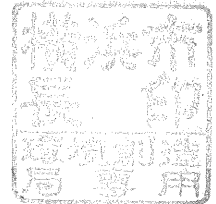




配 慮 市 長 意 見 書

株式会社NIPPPO（仮称）横浜第2リサイクルセンター新設事業に係る計画段階配慮書（以下「配慮書」といいます。）に関する横浜市環境影響評価条例第11条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 林 文子



第1 事業計画の概要

1 計画段階事業者の名称等

名 称：株式会社NIPPPO

代表者：代表取締役社長 岩田 裕美

所在地：東京都中央区京橋一丁目19番11号

2 事業の名称及び種類

名 称：株式会社NIPPPO（仮称）横浜第2リサイクルセンター新設事業（以下「本事業」といいます。）

種 類：廃棄物処理施設の建設（横浜市環境影響評価条例に規定する第1分類事業）

3 事業を実施しようとする区域

横浜市磯子区新磯子町27番1（以下「計画地」といいます。）

4 事業の目的

計画地に隣接する株式会社NIPPPO横浜リサイクルセンター（がれき類の破碎施設）は平成16年度に開設されましたが、近隣地域の再開発等の増加により廃材需要が高まっているものの敷地が狭く十分な受け入れができない状況にあることから、新たな施設が必要となりました。

そこで、本事業は、建設系廃棄物であるがれき類を破碎、分級（ふるい分け）し、再利用できる再生路盤材等を生産する産業廃棄物中間処理施設（破碎施設）を設置し、管理・運営することにより、循環型社会の構築に貢献することを目的とするものです。

5 事業の内容

(1) 計画地の位置及び面積等

ア 位置：横浜市磯子区新磯子町27番1

イ 敷地面積：約23,120平方メートル

ウ 建築面積：約10,840平方メートル

エ 都市計画区域：市街化区域

オ 地域地区：工業専用地域、臨港地区（工業港区）

(2) 施設概要

がれき類破碎施設 処理能力：1日当たり約1,500トン

ア 原料供給：ホイールローダーにて原料投入

イ 一次破碎工程：一次クラッシャー（ロールクラッシャー）

ウ 二次破碎工程：二次クラッシャー（インパクトクラッシャー）

エ 鉄筋、異物抜き工程：磁選機、風選別、手選別

オ ふるい分け工程：振動ふるい

このほか、廃棄物処理施設には該当しませんが、常温合材製造施設及び乳剤製造施設を計画地内に設置します。

第2 地域特性

計画地は磯子区の臨海部に位置し、北側は掘割川、東側は根岸湾、南側は大岡川分水路、西側は首都高速湾岸線及び国道357号線となっています。

用途地域は工業専用地域、地域地区は臨港地区に指定されています。

また、計画地の隣接地も工業専用地域となっており、首都高速湾岸線及び国道357号線を挟んだ西側の地域は工業地域となっています。

このように、計画地周辺は主に工業系の土地利用がなされており、住居系の土地利用の区域とは主要幹線道路等により区分されていますが、今後も良好な環境を保全していく観点から、施設の操業においては各場面で環境への配慮を行うことが求められます。

第3 意見

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

1 全般的事項

- (1) 本事業は、建設系の産業廃棄物であるがれき類の破碎処理施設を設置し、管理・運営するものであることから、特に粉じん等による周辺環境への影響に配慮するとともに、作業環境についても十分配慮した計画としてください。
- (2) 今後の事業の進展においては、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなどの検討を重ね、適切な事業計画としてください。
- (3) 配慮事項に対する配慮の内容については適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。

2 配慮指針に掲げられている配慮事項【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「4 廃棄物処理施設の建設」】

(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】

施設の設置や作業等、事業実施のあらゆる段階で省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーを積極的に導入するなど、温室効果ガスの排出削減の取組みを推進してください。

(2) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供【配慮事項(3)】

事業の早い段階から、近隣の住民や周辺の事業者、がれき類の搬出入等に係る事業者とのコミュニケーションを図り、積極的な情報提供に努めてください。特に、がれき類の搬出入等に係る事業者に対しては、車両走行による騒音、振動等の発生を未然に防止するよう適切なルートを選択するなど、周辺環境に最大限配慮するよう求めてください。

(3) 工作物や敷地の緑化、及び生物の生息生育環境の確保【配慮事項(5)】

新たな植栽により敷地内の緑化を図るなど、生物の生息生育環境を積極的に確保してください。

なお、緑化に際しては郷土種を中心に用い、生物多様性の保全と創造を推進してください。

(4) エネルギー使用の合理化、及び未利用エネルギーの活用【配慮事項(6)】

太陽光発電設備やその他の省エネルギー型の設備機器類を導入してください。

また、設備機器類のエネルギー使用量を把握・分析し、適宜運用改善を図るなど、エネルギー使用の合理化及び未利用エネルギーの活用を積極的に推進してください。

(5) グリーン購入、グリーン電力の導入【配慮事項(7)】

グリーン購入の計画及びグリーン電力の調達可能性の検討結果について、方法書に記載してください。

(6) 運輸部門における二酸化炭素の排出抑制【配慮事項(8)】

搬出入車両については、事業計画に示した台数が大幅に増加することがないように計画的に事業を推進するとともに、船舶の利用計画について方法書に記載してください。

また、社有車のほか社外の車両に対しても、アイドリングストップの励行等、エコドライブを促進してください。

(7) ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減、長寿命化【配慮事項(9)】

導入する設備機器やその他の工作物は改修や修繕しやすい構造のものとするとともに、それらの長寿命化を図るなどして、事業全体を通じて温室効果ガスの排出低減を積極的に推進してください。

(8) ヒートアイランド現象の抑制【配慮事項(10)】

保水性舗装や遮熱塗装等、ヒートアイランド現象の抑制に資する対策を積極的に導入してください。

また、空調機器や給湯器等の設備を導入する場合は、人工排熱を抑制するため、高効率の仕様としてください。

(9) 周辺建物との連続性、後背地との調和【配慮事項(11)】

既存建築物の改修や塗装をする場合には、周辺環境との調和を図ってください。

また、建築物や工作物を新たに設置する場合には、周辺環境との調和を図ってください。

(10) 火災、爆発等の発生防止【配慮事項(12)】

火災や爆発等の発生を防止できるよう、施設の整備内容について方法書に記載してください。

また、計画地は、津波による浸水や液状化の可能性のある地域とされていることから、地震発生時の対応について検討してください。

(11) 低公害な設備の導入や高効率の公害防止施設の設置【配慮事項(13)】

廃棄物や製品の保管・積替等の作業は、屋外では行わない計画としてください。

また、破碎機等の選定に当たっては、低騒音・低振動のものを選定してください。

作業工程の中で、粉じんや騒音、振動、悪臭、揮発性有機化合物等の発生を極力抑えるとともに、それらが発生する場合には、屋内外への飛散・拡散を防止するための措置を講じてください。

作業員に対する粉じん等によるばく露を極力回避するよう、適切な作業環境を実現してください。

(12) ばい煙排出量を極力現状以下【配慮事項(15)】

低公害ボイラーを選定し、その仕様や管理・運転方法等を方法書に記載してください。

(13) 排水汚濁物質排出量を極力現状以下【配慮事項(16)】

BODや窒素、リン等を高効率に除去できる設備を選定し、その仕様や管理・運転方法等を方法書に記載してください。

(14) 廃棄物の発生抑制等【配慮事項(18)】

廃棄物に係る3Rの取組を推進してください。特に、受け入れたがれき類については高精度に分別し、最終処分する廃棄物の量を極力最小限としてください。